

新規農業雇用者教育研修補助金（お試し雇用補助金）の申請方法

■手続き1

教育研修開始の前日までに、あらかじめ電話連絡の上、次の書類を提出してください。

- ① 承認申請書（別記様式1）
- ② 実施計画書（別記様式2） ②-1 誓約書（別記様式2-1）

→ 申請内容を審査後、承認する書類を申請者宛てにお送りします。

■手続き2

申請内容の承認後、速やかに次の書類を提出してください。

- ③ 交付申請書（規則の別記様式第1号） ④ 事業計画書（別記様式第1号）
- ②-1 誓約書（別記様式2-1） ⑤ 収支予算書（別記様式第2号）

→ 申請内容を確認後、交付決定通知を申請者宛てにお送りします。

■手続き3

教育研修期間中（概ね1ヶ月半経過頃）に、次の書類を提出してください。

- ⑥ 状況報告書（規則の別記様式第2号） ⑦ 状況報告（別記様式第4号）

（事業の中止等の場合は、⑩ 変更承認申請書（別記様式第3号）を提出ください）

■手続き4

教育研修終了後から2週間以内に、次の書類を提出してください。

- ⑧ 事業完了報告書（別記様式3） ⑥ 実績報告書（規則の別記様式第2号）
- ④ 事業実績書（別記様式第1号） ⑤ 収支精算書（別記様式第2号）
- ⑤-1 研修指導日誌（別記様式第2号-1） ⑤-2 指導者研修明細（同-2）

→ 支払い状況等を確認後、補助金の額の確定通知をお送りします。

■手続き5

事務局あてに次の書類を提出してください。

- ⑨ 交付請求書（規則の別記様式第4号） 額の確定通知の写し

→ 事業の確認検査ののち、指定された口座にお振込みします。

問い合わせ

詳しくは申請者の所在地の県農業振興事務所にお問い合わせください

又はホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04>）をご覧ください

書類の提出先

申請者の所在する管内の県農業振興事務所となります